

令和 7 年度
第 2 回朝霞市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和 7 年 7 月 1 7 日（木）

午後 1 時 3 0 分～

場所 朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室

1 開 会

2 議 題

（ 1 ） 朝霞市国民健康保険税の見直しについて

（ 2 ） その他

議題（１）朝霞市国民健康保険税の見直しについて

資料 1

朝霞市では、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）を踏まえ、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、令和7年度から段階的に保険税率を改正するほか、賦課方式を4方式から2方式に変更することとしています。

（１）令和7年度保険税率改正による効果（予算ベース比較）

①令和7年度保険税率

本市の保険税率は、令和9年度には県が算出する市町村標準保険税率と同じ税率とする必要がありますが、【令和7年度の本市の保険税率】と、県が算出した【令和7年度の本市の標準保険税率】には未だ大きな差があります。

区分		令和6年度 保険税率 ①	【市】令和7年度		【県】令和7年度標準	
			保険税率②	増減 (②-①)	保険税率③	増減 (③-②)
医療 保険分	所得割	7.7%	7.6%	▲0.1%	7.53%	▲0.07%
	資産割	33%	20%	▲13%	-	▲20%
	均等割	12,000 円	22,000 円	+10,000 円	46,153 円	+24,153 円
	平等割	14,000 円	7,000 円	▲7,000 円	-	▲7,000 円
	賦課限度額	65 万円	65 万円	±0 円	66 万円	+1 万円
後期高 齢者支 援金等 分	所得割	2.0%	2.3%	+0.3%	2.84%	+0.54%
	均等割	9,000 円	12,000 円	+3,000 円	17,159 円	+5,159 円
	賦課限度額	22 万円	24 万円	+2 万円	26 万円	+2 万円
介護 保険分	所得割	1.7%	2.0%	+0.3%	2.38%	0.38%
	均等割	9,000 円	12,000 円	+3,000 円	17,123 円	5,123 円
	賦課限度額	17 万円	17 万円	±0 円	17 万円	±0 円
合計	所得割	11.4%	11.9%	+0.5%	12.75%	0.85%
	資産割	33%	20%	▲13%	-	▲20%
	均等割	30,000 円	46,000 円	+16,000 円	80,435 円	+34,435 円
	平等割	14,000 円	7,000 円	▲7,000 円	-	▲7,000 円
	賦課限度額	104 万円	106 万円	+2 万円	109 万円	+3 万円

②被保険者の状況（各年4月末日）

被用者保険の適用拡大の影響等により、減少の幅が大きくなっています。

区分	世帯数		被保険者数	
		前年比		前年比
令和5年度	16,183 世帯	▲578 世帯	22,907 人	▲1,084 人
令和6年度	15,937 世帯	▲246 世帯	22,321 人	▲586 人
令和7年度	15,582 世帯	▲355 世帯	21,560 人	▲761 人

※被用者保険の適用拡大…令和4年10月から被保険者数101人以上、令和6年10月から同51人以上の企業等で働く短時間労働者（一定の条件あり）が健康保険・厚生年金保険の適用対象となったもの

③保険税(現年度分)予算額

現年度分の保険税額は、当初予算で比較すると令和 6 年度から約 1 億 800 万円の増となっていますが、令和 7 年度の【本市の保険税率】と【県が算出した本市の標準保険税率】での試算結果を比較すると、本来必要額から約 4 億円不足していることがわかります。

■令和 7 年度保険税(現年度分)予算額（当初予算比較）

区分	現年度分総額	1 世帯当たり	1 人当たり
令和 6 年度	2,485,833 千円	155,979 円	111,367 円
令和 7 年度	2,593,950 千円	166,471 円	120,313 円
増減	+108,117 千円	+10,492 円	+8,946 円

*世帯数や被保険者数は、当初予算策定時と異なるため、1 世帯/1 人当たり保険税額は参考値

■令和 7 年度当初賦課における調定額試算結果比較

区分	現年分総額	1 世帯当たり	1 人当たり
【県】標準保険税率	3,070,505 千円	197,055 円	142,417 円
【市】保険税率	2,666,254 千円	171,111 円	123,667 円
比較	▲404,251 千円	▲25,944 円	▲18,750 円

*当初賦課における調定試算額を②の世帯数及び被保険者数で除しています。

④事業費納付金（当初予算比較）

平成 30 年度の国民健康保険の制度改正により、保険給付費等に要する費用として、市から県に事業費納付金を納めており、この事業費納付金と標準保険税率は関連しています。

区分	医療給付費	支援金等	介護納付金	計
令和 6 年度	2,199,204 千円	837,371 千円	317,071 千円	3,353,646 千円
令和 7 年度	2,326,018 千円	845,340 千円	316,910 千円	3,488,268 千円
増減	+126,814 千円	+289,031 千円	▲161 千円	+134,622 千円

⑤基金繰入金・法定外一般会計繰入金（当初予算比較）

本市では、平成 26 年度から令和 6 年度まで保険税率を改正してこなかったこともあり、財源の不足分は国民健康保険の財政調整基金や一般会計からの法定外繰入金により補ってききましたが、令和 6 年度末における基金残高は約 1,800 万円となり、このうち 1,500 万円を令和 7 年度当初予算にて繰り入れたことから、残高は約 350 万円と、大変厳しい状況となっています。

■基金・法定外一般会計からの繰入状況（当初予算比較）

区分	基金繰入金	法定外一般会計繰入金		計
		総額	うち税不足分	
令和 6 年度	113,532 千円	152,342 千円	-	265,874 千円
令和 7 年度	15,000 千円	334,041 千円	187,279 千円	349,041 千円
増減	▲98,532 千円	+181,699 千円	+187,279 千円	+83,167 千円

■国民健康保険財政調整基金

区分	年度当初基金残高	積立額	取崩額	年度末基金残高
令和5年度	387,114,144 円	12,477,707 円	218,103,000 円	181,488,851 円
令和6年度	181,488,851 円	70,509,282 円	233,464,000 円	18,534,133 円
令和7年度	18,534,133 円	-	15,000,000 円	3,534,133 円

(2) 令和8年度保険税率の改正

県では、保険税水準を統一することにより、「県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること」を目指し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）により、保険税水準の準統一を令和9年度に、完全統一を令和12年度とすることとしており、県内市町村においては、保険税水準の統一の実現に向けて、課題解決に取り組んでいます。

本市においては、令和9年度には【県が算出する市町村標準保険税率（2方式）】とするものの、被保険者の保険税負担が急激な増とならないように、令和7年度から段階的に保険税率の改正に取り組み、令和8年度の保険税率は令和7年度に検討することとしております。

⑥令和8年度保険税率改正案

県が算出した【令和7年度の本市の標準保険税率】を令和9年度に置き換え、令和7年度の保険税率から段階的に改正した場合の令和8年度の保険税率案を示します。

区分		令和7年度 保険税率①	令和8年度		令和9年度（令和7年度）	
			保険税率 案②	増減 (②-①)	標準保険 税率③	増減 (③-②)
医療	所得割	7.6%	7.6%	±0	7.53%	▲0.07%
	資産割	20%	10%	▲10%	-	▲10%
	均等割	22,000 円	34,000 円	+12,000 円	46,153 円	+12,153 円
	平等割	7,000 円	4,000 円	▲3,000 円	-	▲4,000 円
支援	所得割	2.3%	2.60%	+0.3%	2.84%	+0.24%
	均等割	12,000 円	14,000 円	+2,000 円	17,159 円	+3,159 円
介護	所得割	2.0%	2.20%	+0.2%	2.38%	+0.18%
	均等割	12,000 円	14,000 円	+2,000 円	17,123 円	+3,123 円
合計	所得割	11.9%	12.40%	+0.5%	12.75%	+0.35%
	資産割	20%	10%	▲10%	-	▲10%
	均等割	46,000 円	62,000 円	+16,000 円	80,435 円	+18,435 円
	平等割	7,000 円	4,000 円	▲3,000 円	-	▲4,000 円

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始

■令和7年度当初賦課における調定額試算結果比較

区分	現年分総額
【県】標準保険税率	3,070,505 千円
【市】令和8年度保険税率案	2,879,316 千円
比較	▲191,189 千円

(3) 今後のスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	第2期	第3期（令和6年度～令和11年度）			
運営方針目標		納付金ベースの統一		赤字の解消／法定外一般会計繰入金の解消	保険税の準統一／賦課方式を2方式に統一／賦課限度額を地方税法施行令どおりとする
市の対応	第3期運営方針について説明	令和7年度保険税率改正案諮問・答申／12月議会にて条例改正	令和8年度保険税率改正案諮問	令和9年度保険税率改正検討	未定
保険税率	税率改正なし 賦課限度額：102万円（104万円） 軽減判定改正	税率改正なし 賦課限度額：104万円（106万円） 軽減判定改正	税率改正あり 賦課限度額：106万円（109万円） 軽減判定改正	税率改正予定 子ども・子育て支援金制度開始 賦課限度額：109万円（1年遅れ）	税率改正予定：県が示す標準保険税率 賦課限度額：政令に定められた額

※賦課限度額（）内は、地方税法施行令に定められた額

議題（１）朝霞市国民健康保険税の見直しについて

資料2

1 令和6年度標準保険税率を踏まえた保険税率の改正（令和7年度税率）

区分		令和6年度	令和7年度 令和6年度に改正	①令和8年度 暫定	②令和9年度 令和6年度 標準保険税率
医療分	所得割	7.70%	7.60%	7.40%	7.25%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	12,000円	22,000円	32,000円	42,998円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—
支援金等 分	所得割	2.00%	2.30%	2.60%	2.92%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	16,901円
介護分	所得割	1.70%	2.00%	2.30%	2.42%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	17,164円
合計	所得割	11.40%	11.90%	12.30%	12.59%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	30,000円	46,000円	62,000円	77,063円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—

2 令和7年度標準保険税率を踏まえた保険税率の改正（令和8年度税率案）

区分			③令和8年度 案	④令和9年度 令和7年度 標準保険税率
医療分	所得割		7.60%	7.53%
	資産割		10%	—
	均等割		34,000円	46,153円
	平等割		4,000円	—
支援金等 分	所得割		2.60%	2.84%
	均等割		14,000円	17,159円
介護分	所得割		2.20%	2.38%
	均等割		14,000円	17,123円
合計	所得割		12.40%	12.75%
	資産割		10%	—
	均等割		62,000円	80,435円
	平等割		4,000円	—

3 令和6年度・令和7年度の標準保険税率を踏まえた比較

区分			増減 ③－①	増減 ④－②
医療分	所得割		0.20%	0.28%
	資産割		±0	—
	均等割		+2,000円	3,155円
	平等割		±0	—
支援金等 分	所得割		±0	△0.08%
	均等割		△1,000円	258円
介護分	所得割		△0.10%	△0.04%
	均等割		△1,000円	△41円
合計	所得割		+0.10%	0.16%
	資産割		±0	—
	均等割		±0	3,372円
	平等割		±0	—

議題（１）朝霞市国民健康保険税の見直しについて

資料3

【ケース１】単身世帯（70～74歳1人加入、年金収入140万円、固定資産なし）の場合

被保険者数	うち介護分	年金収入	固定資産	軽減適用
1人	0人	140万円	なし	7割軽減

令和6年度 10,500円	→	令和7年度 12,300円	→	令和8年度 15,600円	→	令和9年度 18,900円
	1,800円		3,300円		3,300円	

令和6年度から令和9年度までの保険料の差額	8,400円
-----------------------	--------

【ケース２】2人世帯（50歳代2人加入、給与収入120万円、固定資産税14万円）の場合

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産税	軽減適用
2人	2人	120万円	14万円	5割軽減

令和6年度 108,200円	→	令和7年度 103,600円	→	令和8年度 105,200円	→	令和9年度 108,400円
	-4,600円		1,600円		3,200円	

令和6年度から令和9年度までの保険料の差額	200円
-----------------------	------

【ケース3】3人世帯（40歳代2人・小学生以上1人加入、給与収入240万円、固定資産税12万円）の場合

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産税	軽減適用
3人	2人	240万円	12万円	2割軽減

令和6年度 248,800円	→	令和7年度 269,600円	→	令和8年度 297,800円	→	令和9年度 328,400円
	20,800円		28,200円		30,600円	

令和6年度から令和9年度までの保険料の差額	79,600円
-----------------------	---------

【ケース4】3人世帯（40歳代2人・小学生以上1人加入、給与収入400万円、固定資産なし）の場合

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産	軽減適用
3人	2人	400万円	なし	なし

令和6年度 360,600円	→	令和7年度 410,100円	→	令和8年度 464,700円	→	令和9年度 521,200円
	49,500円		54,600円		56,500円	

令和6年度から令和9年度までの保険料の差額	160,600円
-----------------------	----------

令和7年度 保険税率等の状況(医療分+支援金分+介護分)

資料4

基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分

区 分	所得割 (%)		資産割 (%)		均等割 (円)		平等割 (円)		賦課限度額 (万円)		税率等 の改正 の実施	限度額 の改正 の実施	納期 の 回数	本算 定の 月	暫 定 賦課の 実 施	均等 割
	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7						
047 日高市	11.60	13.30	0.00	0.00	61,500	75,700	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	1
051 小川町	10.80	12.10	0.00	0.00	61,500	75,200	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	2
044 毛呂山町	11.70	11.87	0.00	0.00	52,000	74,800	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	3
008 所沢市	11.30	12.04	15.00	0.00	36,300	74,300	16,000	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	4
078 寄居町	11.60	11.60	0.00	0.00	73,000	73,000	0	0	106	109	据置	○	8	7	—	5
089 幸手市	12.00	12.50	0.00	0.00	60,000	72,000	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	6
032 久喜市	13.40	13.77	0.00	0.00	64,000	71,800	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	7
050 嵐山町	11.60	12.40	0.00	0.00	62,000	71,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	8
058 皆野町	9.10	12.20	0.00	0.00	45,000	70,400	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	9
084 宮代町	11.17	12.16	0.00	0.00	58,000	70,100	0	0	104	109	改正実施	○	9	7	—	10
019 上尾市	11.30	12.30	0.00	0.00	59,000	70,000	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	11
049 滑川町	11.50	12.70	0.00	0.00	62,000	69,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	12
014 春日部市	10.35	12.29	0.00	0.00	55,800	68,800	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	13
033 北本市	12.40	12.30	0.00	0.00	54,800	68,500	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	14
070 上里町	11.65	11.65	0.00	0.00	68,000	68,000	0	0	106	109	据置	○	8	7	—	15
017 鴻巣市	11.95	11.98	0.00	0.00	59,500	67,500	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	16
025 入間市	11.50	11.50	0.00	0.00	67,000	67,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	17
039 伊奈町	11.80	12.10	0.00	0.00	58,000	67,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	18
066 美里町	10.40	11.10	10.00	0.00	56,000	67,000	6,000	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	19
094 さいたま市	11.85	11.97	0.00	0.00	60,600	66,400	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	20
052 ときがわ町	9.80	11.60	0.00	0.00	55,000	66,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	21
006 行田市	11.40	12.70	0.00	0.00	51,000	65,500	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	22
001 川越市	11.65	12.15	0.00	0.00	55,800	65,400	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	23
061 小鹿野町	11.29	11.29	0.00	0.00	65,400	65,400	0	0	104	109	据置	○	8	7	—	24
018 深谷市	10.90	11.90	18.00	9.00	51,600	65,000	9,000	4,500	104	106	改正実施	○	8	7	—	25
085 白岡市	11.66	11.94	0.00	0.00	58,500	64,600	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	26
002 熊谷市	11.10	11.54	0.00	0.00	58,500	64,500	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	27
034 八潮市	12.60	12.60	0.00	0.00	54,000	64,000	0	0	104	106	改正実施	○	10	6	—	28
016 羽生市	11.90	12.30	0.00	0.00	53,500	63,500	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	29
046 鶴ヶ島市	12.00	12.00	0.00	0.00	63,000	63,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	30
057 横瀬町	8.00	11.40	35.00	0.00	27,300	63,000	13,000	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	31
010 加須市	12.20	12.20	0.00	0.00	54,200	62,200	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	32
021 草加市	11.40	12.73	0.00	0.00	44,600	62,100	0	0	104	106	改正実施	○	9	6	—	33
009 飯能市	11.20	11.20	0.00	0.00	62,000	62,000	0	0	104	106	据置	○	10	6	—	34
092 吉川市	11.50	11.70	0.00	0.00	59,000	62,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	35
030 新座市	11.84	11.84	0.00	0.00	61,000	61,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	36
035 富士見市	10.65	11.85	0.00	0.00	49,900	60,700	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	37
065 東秩父村	8.00	10.02	0.00	0.00	48,000	60,600	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	38
028 志木市	11.70	11.95	10.00	0.00	42,500	60,200	5,000	0	104	109	改正実施	○	9	7	—	39
042 三芳町	10.90	13.60	0.00	0.00	53,000	60,200	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	40
091 松伏町	11.40	11.40	0.00	0.00	50,100	60,100	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	41
012 東松山市	11.70	12.40	0.00	0.00	48,000	60,000	0	0	104	106	改正実施	○	8	7	—	42

令和7年度 保険税率等の状況(医療分+支援金分+介護分)

資料4

基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分

区 分	所得割 (%)		資産割 (%)		均等割 (円)		平等割 (円)		賦課限度額 (万円)		税率等 の改正 の実施	限度額 の改正 の実施	納期 の 回数	本算 定の 月	暫 定 賦課の 実 施	均等 割
	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7	R 6	R 7						
055 吉見町	11.30	12.60	0.00	0.00	46,000	60,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	43
090 杉戸町	11.90	11.80	0.00	0.00	52,000	60,000	0	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	44
023 蕨 市	10.80	10.80	10.00	10.00	59,000	59,000	3,000	3,000	104	106	据置	○	8	7	—	45
054 川島町	10.50	10.50	0.00	0.00	58,500	58,500	0	0	106	109	据置	○	8	7	—	46
037 三郷市	11.10	11.90	0.00	0.00	49,500	58,100	0	0	102	106	改正実施	○	8	7	—	47
045 越生町	11.30	11.30	0.00	0.00	56,700	56,700	0	0	106	109	据置	○	8	7	—	48
036 ふじみ野市	11.88	11.88	0	0	56,300	56,300	0	0	106	109	据置	○	9	7	—	49
043 坂戸市	10.90	12.15	0.00	0.00	39,000	56,000	0	0	104	106	改正実施	○	9	7	—	50
056 鳩山町	9.80	9.80	0.00	0.00	56,000	56,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	51
015 狭山市	11.87	11.87	10.00	10.00	55,700	55,700	5,000	5,000	104	106	据置	○	8	7	—	52
022 越谷市	12.20	12.20	0.00	0.00	55,400	55,400	0	0	104	106	据置	○	10	6	—	53
038 蓮田市	11.50	11.50	0.00	0.00	55,000	55,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	54
024 戸田市	11.02	11.02	0.00	0.00	53,800	53,800	0	0	106	109	据置	○	8	7	—	55
003 川口市	11.25	11.25	0.00	0.00	50,000	50,000	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	56
068 神川町	11.00	11.00	15.00	15.00	50,000	50,000	8,000	8,000	106	109	据置	○	8	7	—	57
059 長瀬町	8.40	10.49	25.00	16.00	31,200	49,300	8,000	5,300	106	109	改正実施	○	8	7	—	58
031 桶川市	11.20	11.20	0.00	0.00	48,300	48,300	0	0	104	106	据置	○	8	7	—	59
029 和光市	11.40	11.40	0.00	0.00	39,000	48,000	9,000	0	106	109	改正実施	○	8	7	—	60
027 朝霞市	11.40	11.90	33.00	20.00	30,000	46,000	14,000	7,000	104	106	改正実施	○	8	7	—	61
007 秩父市	9.90	10.50	15.00	15.00	38,000	42,500	10,000	10,000	104	106	改正実施	○	8	7	—	62
011 本庄市	12.50	12.50	20.00	20.00	41,800	41,800	16,000	16,000	106	109	据置	○	8	7	—	63
市町村平均	11.36	12.09	2.23	0.26	56,783	67,591	1,257	129	105	107	29	35	8.3	6.9	0	

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

審議会等委員名簿（令和 7 年 7 月 1 7 日現在）

審議会等の名称		定数
朝霞市国民健康保険運営協議会		1 8 人
委員の氏名	職	備考（構成等）
小林 正明	委員	被保険者を代表する委員
志鎌 留美子	委員	被保険者を代表する委員
—	—	—
関根 悟	委員	被保険者を代表する委員
橋本 真貴子	委員	被保険者を代表する委員
青柳 徹二	委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）
浅野 修	委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）
関 昌之	委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区薬剤師会推薦）
滝澤 義和	委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区医師会推薦）
新保 敦子	委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員（朝霞地区歯科医師会推薦）
遠藤 光博	委員	公益を代表する委員（朝霞市議会推薦）
飯倉 裕明	委員	公益を代表する委員（あさか野農業協同組合推薦）
野本 一幸	会長代理	公益を代表する委員（朝霞市議会推薦）
東山 とも子	委員	公益を代表する委員（朝霞市商工会推薦）
渡辺 淳史	会長	公益を代表する委員（朝霞市社会福祉協議会推薦）
工藤 敦智	委員	被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）
高橋 綾子	委員	被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）
前田 衆	委員	被用保険等保険者を代表する委員（被用者保険等保険者推薦）

※委員の氏名の順：各委員別の五十音順

特記事項
設置根拠 朝霞市国民健康保険条例 事務局・担当（こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係） 会議の公開状況（原則として公開） 次回の改選等の予定（令和 1 0 年 1 月）